

次の組合に其の費用を組合より負担するもの

「将来設備及増設以上の嚴重大量の増設を進行し、若しその
種別を
つ、設備改良費の全部又はその大部分を組合より負担せしめ、
組合の利益を享受するもの」

「修正後（正風前土）の改良工事（一階前土）の
別添付書類の添付の材料を限らざりし、要請人より要請費を
負担するもの」

発主
印
印

「発取人四三十八号（登録業員）
昭和十一年八月二日

「専業主 品種別商標商標輸出進出 大 弊 録 簿
昭和十一年八月十一日

財團協調會名古屋出張所
財團協調會名古屋出張所
昭和十一年八月十一日

財團協調會名古屋出張所

「将来増設及規定以上の過重大量の取締りを厳行し、若しありた
る場合は其の費用を組合にて負担すること
（値上要求は容認せず）」

「今後増設をなすず、若し休業する時は五日前に商業組合に申告
すること」

以上